

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）（第二条関係）	7
○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）（第三条関係）	14
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第四条関係）	15
○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（第五条関係）	16

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第二編 普通地方公共団体</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合において、当該廃置分合により他の普通地方公共団体に属することとなつた地域があるときは、従来その地域においてその地域の属していた普通地方公共団体が処理していた事務は、当該他の普通地方公共団体が承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。</p> <p>② 前項の場合において、消滅した普通地方公共団体の収支は、消滅の日をもつて打ち切り、当該普通地方公共団体の長又はその職務を代理し、若しくは行う者であつた者が決算する。</p> <p>③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;">第二編 普通地方公共団体</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。</p> <p>② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。</p> <p>③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならぬ。</p>

④ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑤ 第三項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

⑥ 第三項の普通地方公共団体の長は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

互間の関係

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

(議会議務局等の共同設置に関する準用)

第七百七十四条の二十四 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、同法第二百五十二条の七第一項に規定する議会議務局、同法第一百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第一百五十八条第一項に規定する内部組織又は同法第二百五十二条の七第一項に規定する委員会事務局の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の八第四号中「共同設置する機関を組織する

(新設)

④ 前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(新設)

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

互間の関係

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

(議会議務局等の共同設置に関する準用)

第七百七十四条の二十四 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、議会議務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の共同設置について準用する。この場合において、同法第一百五十二条の八第四号中「機関を組織する委員その他の構成員」とあるのは「議会議務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」とあり、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは

委員その他の構成員」とあるのは「共同設置する第二百五十二条の七第一項に規定する議会事務局、第五十六条第一項に規定する行政機関、第五十八条第一項に規定する内部組織又は第二百五十二条の七第一項に規定する委員会事務局の職員（次条第三項及び第五項において「議会事務局等の職員」という。）」と、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局等の職員」と、「長」とあるのは「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第二項及び第四項、第二百五十二条の十、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項及び第四項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。

3 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員（議会同意選任職員を除く。）、同法第七十四条第一項に規定する専門委員又は同法第二百条の二第一項に規定する監査専門

委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「長」とあるのは「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法第二百五十二条の九第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十の規定は普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

（新設）

委員の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二條の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

4| (略)

第九章 外部監査契約に基づく監査

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結の手續等)

第七十四條の四十九の二十四 地方自治法第二百五十二條の三十六第四項に規定する包括外部監査対象団体(次条において「包括外部監査対象団体」という。)の長は、同法第二百五十二條の三十六第一項又は第二項の規定により同法第二百五十二條の二十七第二項に規定する包括外部監査契約(以下この節において「包括外部監査契約」という。)を締結しようとするときは、同法第二百五十二條の三十六第五項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第七十四條の四十九の二十五 包括外部監査対象団体の長は、地方自治法第二百五十二條の三十六第一項又は第二項の規定により包括外部監査

3| 第七十四條の二十から前条までの規定は、普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職について準用する。

第九章 外部監査契約に基づく監査

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結の手續等)

第七十四條の四十九の二十四 地方自治法第二百五十二條の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、同項の規定により同法第二百五十二條の二十七第二項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)を締結しようとするときは、同法第二百五十二條の三十六第四項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第七十四條の四十九の二十五 包括外部監査対象団体の長は、地方自治法第二百五十二條の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結

契約を締結する際に、当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方が同法第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（同条第二項の規定により包括外部監査契約を締結しようとする場合には、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であることを証する書面。次項において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面」という。）その他総務省令で定める書面を徴さなければならない。

2 (略)

(包括外部監査契約で定めるべき事項)
第七百七十四条の四十九の二十七 地方自治法第二百五十二条の三十六第五項第三号に規定する包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるものは、包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法とする。

(包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

する際に、当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方が同法第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（同条第二項の規定により包括外部監査契約を締結しようとする場合にあっては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であることを証する書面。次項において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面」という。）その他総務省令で定める書面を徴さなければならない。

2 包括外部監査対象団体の長は、前項の規定により徴した包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを、当該包括外部監査対象団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供さなければならない。

(包括外部監査契約で定めるべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十七 地方自治法第二百五十二条の三十六第四項第三号に規定する包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるものは、包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法とする。

(包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支

弘方法

改正案	現行
<p>第一条〜第八条（略）</p>	<p>第一条 地方公共団体の事務所の現に在る位置は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の条例で定めたものとみなす。</p> <p>第二条 地方自治法施行の際現に効力を有する東京都令（警視庁令を含む。） 、北海道庁令、北海道庁支庁令及び府県令中法律をもつて規定すべき事項以外の事項で都道府県知事の権限に属するものを規定するものは、同法第十五条第一項の都道府県の規則と同一の効力を有するものとする。</p> <p>第三条 官吏の任用叙級に関する規定は、都道府県の職員については、準用しない。</p> <p>第四条 都道府県知事は、職員のうちから、小作主事を命ずるものとする。</p> <p>2 小作主事は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十七條及び第二十八條（第三十條において準用する場合を含む。）に規定する事務をつかさどる。</p>

第五条 前条及び他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、都道府県の職員の職の設置については、規則で定める。

第六条 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百六十九号）による改正前の地方自治法附則第六条に掲げる者は、同法施行の際現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、同条に掲げる職に任用されたものとする。

2 地方自治法施行の際現に都道府県の有給吏員である者は、別に辞令を発せられないときは、その所掌（休職中のものにあつては休職となつた際の所掌）に従い事務吏員又は技術吏員に任用され、三級に叙せられたものとする。

第七条 地方自治法施行の際現に臨時物資需給調整法の規定に基づく命令の施行に関する事務に従事する職員で地方事務官又は地方技官を兼ねているものは、別に辞令を発せられないときは、都道府県の吏員に併任され官吏の級別と同一の級に叙せられたものとする。

第八条 副知事及び都道府県の専門委員については、官吏の分限に関する規定を準用しない。

第九条 都道府県に都道府県職員委員会を置く。

2 都道府県職員委員会は、都道府県の副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどる。

第九条 （略）

2 都道府県職員委員会は、都道府県の副知事、専門委員及び監査専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるものを除くほか、都道府県職員委員会に関して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

第十条 都道府県の職員の服務に関しては、従前の東京都職員服務紀律又は道府県職員服務紀律の例による。ただし、専門委員及び監査専門委員は、営業を行い、若しくは家族に営業を行わせ、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十一条 (略)

(削除)

第十二条 都道府県の専門委員は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - 二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき。
- 2 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。

3・4 (略)

3 前二項に定めるものを除くほか、都道府県職員委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

第十条 都道府県の職員の服務に関しては、なお従前の東京都職員服務紀律又は道府県職員服務紀律の例による。

第十一条 都道府県の職員の休暇及び休日等については、官吏の休暇及び休日等に関する規定を準用する。ただし、都道府県知事は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

第十二条 都道府県の専門委員の服務に関しては、従前の東京都職員服務紀律又は道府県職員服務紀律の例による。ただし、専門委員は、営業を行い若しくは家族に営業を行わせ又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十三条 都道府県の専門委員は、次に掲げる事由があつた場合においては、懲戒の処分を受ける。

- 一 職務上の義務に違反し又は職務を怠つたとき
 - 二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき
- 2 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。
- 3 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければな

らない。

4 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まったときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。

第十四条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。

2 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。

第十五条 市町村及び特別区の職員の服務に関しては、なお、従前の市町村職員服務規律の例による。ただし、専門委員は、営業を行い若しくは家族に営業を行わせ又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十六条 第十三条の規定は、市町村及び特別区の職員の懲戒について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは、「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と読み替えるものとする。

第十七条 市町村に市町村職員懲戒審査委員会、特別区に特別区職員懲戒

第十三条 (略)

2 (略)

第十四条 市町村又は特別区の職員の服務に関しては、従前の市町村職員服務規律の例による。ただし、専門委員及び監査専門委員は、営業を行い、若しくは家族に営業を行わせ、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十五条 第十二条の規定は、市町村又は特別区の職員の懲戒について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは、「市町村又は特別区の職員懲戒審査委員会」と読み替えるものとする。

第十六条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員五人をもつて組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから二人及び学識経験を有する者のうちから三人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4 町村の職員懲戒審査委員会は、委員三人をもつて組織する。

5 委員は、町村の職員のうちから一人及び学識経験を有する者のうちから二人を町村長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

6 職員懲戒審査委員会の委員長は、庶務を整理させるため必要があると認めるときは、市町村又は特別区の職員のうちから、市町村長又は特別区の区長の同意を得て、書記を置くことができる。

7 前各項に定めるものを除くほか、職員懲戒審査委員会に関し必要な事項は、市町村又は特別区の規則で定める。

第十七条 第十三条の規定は、市町村又は特別区の専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

第十八条 第十三条の規定は、都道府県の選挙管理委員について準用する。

審査委員会を置く。

2 市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員五人をもつて組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから二人及び学識経験を有する者のうちから三人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

4 町村の懲戒審査委員会は、委員三人をもつて組織する。

5 委員は、町村の職員のうちから一人及び学識経験を有する者のうちから二人を町村長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

6 懲戒審査委員会の委員長は、庶務を整理させるため必要があると認めるときは、市町村又は特別区の職員のうちから、市町村長又は特別区の区長の同意を得て、書記を定めることができる。

7 前各項に定めるものを除くほか、懲戒審査委員会に関し必要な事項は、市町村又は特別区の規則で定める。

第十八条 第十三条及び第十四条の規定は、市町村及び特別区の専門委員について準用する。この場合において、第十三条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と、第十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長及び特別区の区長」と読み替えるものとする。

第十九条 第十四条の規定は、都道府県の選挙管理委員について準用する。

第十九条 第十三条の規定は、市町村又は特別区の選挙管理委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替えるものとする。

第二十条 第十三条の規定は、都道府県の監査委員について準用する。この場合において、同条第二項中「報酬」とあるのは、「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

第二十一条 第十三条の規定は、市町村又は特別区の監査委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長又は特別区の区長」と、同条第二項中「報酬」とあるのは「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

第二十二条 第十二条及び第十三条の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県の代表監査委員」と読み替えるものとする。

第二十三条 第十三条の規定は、市町村又は特別区の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村又は特別区の代表監査委員」と読み替えるものとする。

第二十四条 法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、従前の東

第二十条 第十四条の規定は、市町村及び特別区の選挙管理委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長及び特別区の区長」と読み替えるものとする。

第二十一条 第十四条の規定は、都道府県の監査委員について準用する。この場合において、同条第二項中「報酬」とあるのは、「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

第二十二条 第十四条の規定は、市町村及び特別区の監査委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長及び特別区の区長」と、同条第二項中「報酬」とあるのは「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第二十三条 法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、従前の東

京都官制、北海道庁官制又は地方官官制の規定によりした手続その他の行為は、地方自治法又はこれに基づく命令中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

第二十五条 (略)

京都官制、北海道庁官制又は地方官官制の規定によつてした手続その他の行為は、地方自治法又はこれに基づいて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第二十四条 地方自治法の規定による人口は、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、当分の間、北海道庁根室支庁管内歯舞村及び島根県隠岐支庁管内五箇村については、なお従前の例により算定するものとする。

改 正 案	現 行
<p>（発電所等に係る固定資産の台帳価格）</p> <p>第三条 地方公共団体が所有する発電所、変電所若しくは送電施設又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム^{（傍線）}の用に供する固定資産に係る法第三条第三項本文、第七条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第八条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第十条第一項の国有財産台帳等（法第三条第三項に規定する国有財産台帳等をいう。）に記載され、又は記録された当該固定資産の価格は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）^{（傍線）}第三十条第九項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価額とする。</p>	<p>（発電所等に係る固定資産の台帳価格）</p> <p>第三条 地方公共団体が所有する発電所、変電所若しくは送電施設又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム^{（傍線）}の用に供する固定資産に係る法第三条第三項本文、第七条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第八条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第十条第一項の国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）^{（傍線）}第三十条第七項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価額とする。</p>

改正案	現行
<p>（解散した合併特例区の決算）</p> <p>第四十八条 法第五十二条の規定により合併特例区が解散した場合には、当該解散した合併特例区の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、当該合併特例区の長であった者又は法第三十四条第二項の規定により当該合併特例区の長の職務を代理した者が決算する。</p> <p>2 前項の規定による決算は、当該合併特例区を設けていた合併市町村（前条第一項第一号に規定する場合には、新合併特例区を設けている合併市町村。次項において同じ。）の長において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による意見の決定は、当該合併特例区を設けていた合併市町村の監査委員の合議によるものとする。</p>	<p>（解散した合併特例区の決算）</p> <p>第四十八条 法第五十二条の規定により合併特例区が解散した場合には、当該解散した合併特例区の収支は、当該解散の日をもってこれを打ち切り、当該合併特例区の長であった者又は法第三十四条第二項の規定により当該合併特例区の長の職務を代理した者がこれを決算する。</p> <p>2 前項の規定による決算は、当該合併特例区を設けていた合併市町村（前条第一項第一号に規定する場合には、新合併特例区を設けている合併市町村）の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（決算の処理） 第二十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。</p> <p>5 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。</p>	<p>（決算の処理） 第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であった者が決算する。</p> <p>2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。</p> <p>3 前項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。</p> <p>（新設）</p>